

○農林水産省令第七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二十四年二月十日

農林水産大臣 鹿野 道彦

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「かんきつ類（付表
第十」の下に「及び第五十八」を加え、同表の付
表に次のように加える。

五十八 タイから発送され、他の地域を経由し
ないで輸入されるトーンデー種のボメロの
生果実であつて農林水産大臣が定める基準に
適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。